

国籍法における男女平等

二宮正人 著



有斐閣

二宮正人著

国籍法における男女平等

——比較法的一考察——

有斐閣

<著者紹介>

1948 年 長野県上田市に生れる
1953 年 ブラジルへ移住
1971 年 サンパウロ大学法学部卒業，帰化によりブラ
ジル国籍取得，ブラジル国弁護士登録
1972 年 日本国文部省国費外国人留学生として来日
1981 年 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程終
了・法学博士

現住所：c/o Kisaburo Ninomiya
Largo da Pólvora, 141-Apt 32
CEP 01503-São Paulo-S. P.-Brasil
Tel. 279-7972



国籍法における男女平等——比較法の一考察——

昭和 58 年 7 月 10 日 初版第 1 刷印刷
昭和 58 年 7 月 20 日 初版第 1 刷発行 定価 4,000 円

著 者 二 宮 正 人

発 行 者 江 草 忠 允

東京都千代田区神田神保町 2-17

発 行 所 株 式 有 斐 閣
会 社

電話 東京 (264) 1311 (大代表)

郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370番

神田支店(本社内)電話東京 (265) 6810

京都支店 [606] 左京区田中門前町 4 4

制 作 有 斐 閣 出 版 サ ー ビ ス

[113] 東京都文京区本郷 6-2-9

(株)有斐閣本郷支店内(東大正門前)

電話 03 (815) 6030

印刷・共立社／製本・高陽堂

© 1983 二宮正人, Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-641-04561-5

監修の辞

本書は、著者二宮正人君が東京大学において法学博士の学位を授与された「国籍法における両性平等―比較法的考察」と題する論文に、その後の日本その他の国における法改正作業の推移などに鑑みて若干の補訂を加えたものである。いう迄もなく、長年にわたって二宮君が心血を注いだ研究の成果であって、筆者は、監修者というよりは、本書によって多大の啓発を受けている受益者の一人である。

二宮君と筆者との交りは、同君が母国ブラジルのサンパウロ大学法学部を卒業し、日本の国費留学生として東京大学大学院の外国人研究生として受け入れられた一九七二年一〇月以来のものであって、既に十余年に及んでいる。特に二宮君が日本での研究の中心を国籍法におくようになってからは、私共の関係は特に緊密になった。研究が峠にさしかかった折などは連日何時間も、そうでなくても毎週一、二回は国籍法について意見をかわすような関係が現在まで続いている。従って、筆者は、本書の生い立ち、成長の過程、或はその病歴についてさえ知悉しているものである。もとより、筆者は、国籍法の専門家ではなく、二宮君の力作の内容自身についてかれこれ論評できる資格はない。本書に収められている二宮君の研究について、国籍法と比較的に近い関係にある法の分野を専攻する者としての所感を以下に述べて、烏滸がましいことながら監修の辞に代えたい。本書の刊行に際して先ず感じるのは、著者二宮君の国籍問題に対する執念である。著者が日本の国籍法に関心をもち、それを修士論文のテーマとして取り上げたのは、同君が修士課程に入学して間もない一九七四年の

夏頃だったであろうか。著者がその際まず焦点を合わせた国籍法の問題は、「帰化」であった。帰化は出生以後の国籍の取得原因の中で最も重要なものであって、そこに一国の国籍法の基本観が顕著に現われる局面である。また、日本法における帰化は、法定の条件の具備が必要であるが、法務大臣の裁量によるものであって、法規と国籍行政の実務との間に果たしてどれだけの径庭があるのか、従来から相当の関心がもたれていた所でもあった。二宮君の研究は、この問題に対して、一学究としてまた一外国人として正面から取り組んで究明を試みたものであって、修士論文として高い評価を受けた。同君は、更に博士課程に進学してからも、外国の——二宮君にとって日本は外国である——法律の違憲論や立法論にかかずらはなくても済むような、好個の研究テーマが他にない訳でもないにもかかわらず、一貫して国籍の問題の研究を進めることにしたのであった。別に星野教授により紹介されている通り、二宮君が幼時から実生活の面で国籍問題に家族ぐるみでかかわってきていることにも因るものかと思われるが、一〇年以上もこのような問題に取り組んで遂に素志を遂げるに至るといふのは、なみなみならぬ執念といわざるをえない。

次に、本書における著者の所論に接して感じられることは、それが法律家による制度的客観的な研究でありながら、なお単なる理論の展開にとどまらないリアルな迫力をもっていることである。留保制度や母子間の国籍の不一致の問題についての叙述や評価には、特にそれが強く感じられる。著者自身意思に基づく国籍の得喪を自ら体験し、身边にも親子や兄弟妹間での国籍の不一致という国籍問題の複雑さ難しさを実感していることによるものであろう。

最後に、本書の特色として挙げねばならない点は、著者が広い範囲に亘って比較法的な資料を蒐集し、しかもそれぞれの国の立法の沿革をも辿って丹念な研究を行なっていることである。留保制度の意義についての著

者の所論の底にある国籍決定の在り方に対する一つの洞察というべきもの——血統、生地の何れも国籍決定の絶対的要素ではなく、本人や親の意思その他と共に一要素にすぎないとみる——も、このような広い視野をおさめた周到な考察の所産といえるであろう。本書のかような特色は、所論の説得力を強めるとともに、本書に高い資料的価値を加えている。

本書の中心に置かれている問題は、一昨年の暮以来わが国で進行中の国籍法改正作業の中心をなしている問題でもあり、この刊行がもっと早ければ実的な効用は更に大きかったであろう。しかし、なお上記のような特色をもっている本書は、国籍法全体にわたる基本的な著作として、また新しい国籍法の正しい理解の手引として、将来にわたって大きな価値を認められるであろう。

一九八三年六月

池原季雄

推薦の辞

池原先生の御懇請によって、二宮正人君の指導教授を引き受けたのは、一九八〇年四月、先生の停年による御退官の時であった。当時、二宮君の博士論文は、若干遅れ気味ではあったが、既に三分の二以上出来ており、外国法や条約の部分の手直しと、日本法の部分及び結論の部分の執筆とが残されているだけであった。したがって、私は、主として後者について面倒を見たものである。これは、一九八一年三月には完成、提出され、同年九月に審査をパスした。これに若干の補訂を加えたものが本書だが、慎重な同君はこのさい意外と時間をとって今日に至った。私は、もともと全くの素人であるため、国籍法のイロハから勉強しなければならず、かなり苦労したが、やがて国籍法に興味を覚えるに至り、どうやら大任をはたすことができたことを喜んでゐる次第である。

本書の価値については、池原先生が書いておられるとおりであるが、さらに私にとって優れた点であると思われるのは、男女平等、国籍唯一の原則等、国籍法の根本であるいくつかの原理をはっきりと打ち出しているが、決してそれらに無批判に前提とすることなく、種々のレベルからの基礎づけを行っていること、それら一、二の原理だけから直線的に結論を演繹するのではなく、さらにより低次のいろいろの要請をも考慮し、それら諸原理、諸要請の均衡をはかろうとしている周到慎重な態度である。

右のような事情ゆえ、私は、二宮君について紹介することとした。同君は、実はれっきとしたブラジル人で

ある。

同君は、長野県上田市に生れ育ったが、五歳の時に、御両親に伴われてブラジルに移住した。いわゆる移民である。同君はその才能ゆえにやがてブラジルにおいても頭角を表わし、同国の最高学府であるサンパウロ大学の法学部を卒業して、弁護士資格を取得した。後、日本国の文部省国費留学生として来日したのである。同君は、サンパウロ大学在学中に、考える所があつて、ブラジルに帰化し、同国国籍を取得した。同君の優秀さはブラジルの関係方面において高く評価されており、ブラジルにおける日系人のホープともなっていると聞いている。そのためであらう、同君は、わが皇太子夫妻がブラジルを訪問されたときには、わざわざ呼び寄せられて通訳をつとめ、またブラジルの大統領をはじめ要人の来日の折も、通訳を依頼されることが多い。日伯交流のためにも、かけがえのない人物といふことができる。

さらに、御本人の許しを得て附け加えるならば、同君の御両親は引き続いて日本国籍を保持しておられ、ブラジルで生れた令妹、令弟は、御両親が日本国籍の留保をされなかったのでブラジル国籍のみを持っておられるとのことである。御令妹、御令弟とも、同君に続いて、わが文部省国費留学生としてつぎつぎに来日された。御令妹は東京外国語大学で学んでおられたが、シンガポールからの留学生とシンガポールで最近結婚されたばかりである。御令弟は、豊橋技術科学大学大学院に在学中である。また同君の令夫人は、イタリア系ブラジル人であり、同君の少し後にこれまた文部省国費留学生として筑波大学で学んでおられたが、一足先に帰国されたところである。

このような経歴を持ち、国際色豊かな環境にいる二宮君が、国籍の問題になみなならぬ関心を抱いたのは、自然のことであらう。本書にある迫力が感じられるのは、故なしとしない。

本書が、わが国籍法改正作業に十分に間に合わなかったのは残念であるが、二宮君の指導を仰せつかったためか法制審議会国籍法部会の委員を拝命することになった私にとっては、同君の研究に教えを受けることが少なかつたのである。

しかし、本書の価値は、わが国籍法の改正が進み、また終了しても終るようなものではなく、国籍の問題に関する基本的な文献として、さらにより広く法律における男女平等一般の問題についても、重要な研究として、その意義を持ち続けるものである。その意味できわめて地味な本書の出版を引き受けられた有斐閣に敬意を表すると共に、本書を、国籍法に関心を持つ人々のみならず、広く法律一般、また男女平等の問題に関心を持つ諸氏におすすめる次第である。

一九八三年六月

星野英一

〈邦文・欧文文献略語〉

ジュリ	ジュリスト	法 叢	法学論叢	法 時	法律時報
民 研	民事研修	法 曹	法曹時報	法 研	法学研究
民 月	民事月報	名 城	名城法学	ひろば	法律のひろば
判 時	判例時報	レファ	レファレンス	民 商	民商法雑誌
法 協	法学協会雑誌	時 法	時の法令	公 法	公法研究
国 際	国際法外交雑誌	立 教	立教法学	法 新	法学新報
法 セ	法学セミナー	自 研	自治研究		

AJCL	American Journal of Comparative Law
AJIL	American Journal of International Law
BDIL	British Digest of International Law
BSLC	Bulletin de la Société de Législation Comparée
BYIL	British Yearbook of International Law
Cmd	Command Papers
Cmnd	
Clunet	Journal du Droit International Privé et de la Jurisprudence Comparée
Darras	Revue de Droit International Privé et de Droit Penal International
ECOSOC	United Nations Economic and Social Council
FamRZ	Zeitschrift für das gesamte Familienrecht
FF	Feuille Fédérale
GAOR	General Assembly Official Records
ICLQ	International and Comparative Law Quarterly
JO	Journal Officiel de la République Française
LTS	League of Nations Treaty Series
NJW	Neue Juristische Wochenschrift
RCADI	Recueil des Cours de l'Académie de Droit International
RDS	Revue de Droit Suisse
RCDIP	Revue Générale du Droit International Public
RJPIC	Revue Juridique et Politique, Indépendance et Cooperation
StAZ	Das Standesamt
UNGA	United Nations General Assembly
UNLS	United Nations Legislative Series
UNTS	United Nations Treaty Series
ZaöRV	Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht

目次

監修の辞	1
推薦の辞	v

序論	1
----	---

一 問題の提起 (1)	
二 国籍の意義 (6)	

第一章 妻の国籍	15
----------	----

第一節 問題展開の経緯 (15)

第一項 万国国際法学会等における議論 (15)	
第二項 一九三〇年のハーグ条約 (16)	
第三項 一九三三年のモンテビデオ条約 (18)	
第四項 一九五七年の妻の国籍条約 (19)	
第五項 一九八〇年の婦人差別撤廃条約 (24)	
第二節 比較法——原則として生地主義を採る国の例 (27)	
第一項 イギリス (27)	
第二項 アメリカ (34)	

第三項	ブラジル (38)
第三節	比較法——原則として血統主義を採る国の例 (42)
第一項	フランス (42)
第二項	西ドイツ (49)
第三項	スイス (55)
第四節	比較法——社会主義国およびイスラーム教の影響を受けた国の例 (62)
第一項	ソヴィエト連邦 (62)
第二項	トルコ (67)
第二章	帰化条件における両性平等 …………… 93
第一節	帰化条件に関する一般的考察 (93)
第二節	比較法——原則として生地主義を採る国の例 (98)
第一項	イギリス (98)
第二項	アメリカ (104)
第三項	ブラジル (106)
第三節	比較法——原則として血統主義を採る国の例 (114)
第一項	フランス (114)
第二項	西ドイツ (119)
第三項	スイス (123)
第四節	比較法——社会主義国およびイスラーム教の影響を受けた国の例 (128)

第一項	ソヴィエト連邦	(128)
第二項	トルコ	(133)

第三章 出生の際の子の国籍の決定に関する両性平等……………

第一節 問題展開の経緯 (149)

第一項	国際連盟および国際連合における議論	(149)
第二項	一九八〇年の婦人差別撤廃条約	(153)

第二節 比較法——原則として生地主義を採る国の例 (156)

第一項	イギリス	(156)
第二項	アメリカ	(161)
第三項	ブラジル	(167)

第三節 比較法——原則として血統主義を採る国の例 (172)

第一項	フランス	(172)
第二項	西ドイツ	(178)
第三項	スイス	(183)

第四節 比較法——社会主義国およびイスラーム教の影響を受けた国の例 (188)

第一項	ソヴィエト連邦	(188)
第二項	トルコ	(193)

第四章 日本国籍法の沿革と現状……………

第一節 日本国籍法の沿革 (215)

第一項 明治以前 (215)

第二項 明治以降 (217)

第二節 日本国籍法における両性平等の現状 (234)

第一項 妻の国籍 (234)

第二項 帰化条件における両性平等 (239)

第三項 出生の際の子の国籍の決定に関する両性平等 (244)

第五章 結論——日本国籍法の改正

第一節 総説 (255)

第二節 国籍と両性平等に関する立法動向のまとめ (257)

第一項 国際立法の動向 (257)

第二項 比較法的動向 (260)

第三項 まとめ (270)

第三節 日本国憲法と国籍法における父系優先血統主義 (272)

第一項 憲法と国籍法の関係に関する一般論 (272)

第二項 憲法における両性平等と父系優先血統主義 (276)

第三項 国籍抵触防止の要請と父系優先血統主義 (282)

第四節 国籍の積極的抵触の防止 (288)

第一項 総説 (288)

第二項 国際立法の動向 (291)

第三項	比較法的動向（297）
第四項	若干の提案（302）

あとがき		卷末
事項（人名）索引		卷末
欧文目次		卷末

序論

一 問題の提起

(一) 日本の一九五〇年国籍法は、出生による子の国籍の決定に関して、出生時に父が日本国民であるとき子は日本国民である（二条一号）、としている。また、外国人は、五年間の継続居住、本国法による能力、素行善良、独立生計等の各条件を充足しなければ帰化の許可を得ることができない（四条各号）。但し、日本国民の夫で引き続き三年以上日本に住所または居所を有する外国人は、五年間の継続居住条件を備えないときでも、帰化の許可を得ることができ（五条一号）。そして、日本国民の妻たる外国人については、五年間の継続居住、本国法による能力、独立生計の各条件を備えないときでも帰化の許可を得ることができ（六条一号）としている。

(二) まず、前者の定める、子の国籍決定についてのいわゆる父系優先血統主義については、すでに法律制定過程においてこの規定が憲法の定める両性平等原則に反するのではないかという批判があった（一）。それに対して法務省当局は、父系優先血統主義は父母相互間の法律上の地位自体に差別を設けるものではない、と説明していた（二）。なお、父母両系血統主義を採った場合には、子は重国籍者となるので、それを防止するためには同法の規定は合理

的なものである、としていた。この点においては、帰化条件の差異、後にあげる婚姻における妻の国籍の問題とは異なり、国籍が本人自身の性別によって左右されるものではないことは確かである。すなわち、それは子自身の性による差別ではなく、夫婦の国籍が異なる場合、子の国籍の決定が父系によるというにすぎないともいえる。しかし、結局は、子の国籍の決定にあたって、父母すなわち男女が平等に扱われていないということになるともいえるのであって、やはり問題は残っている。

日本においても、最近に至り、広く男女平等を実現しようとする動きが高まるとともに、子の国籍の決定は父つまり男性の国籍のみを基準にして行われるべきでないという見解が唱えられるようになった^(三)。そして同時に、国籍の積極的抵触の防止を、子の国籍を決定する際の母の立場を無視して達成しようとすることに對する疑問も強くなってきた。

このような動きは、国際的な男女平等達成への趨勢とも関連しているものであり、特に国際連合によって一九七五年が「国際婦人年」と宣言され、メキシコ・シティーにおける国際婦人年世界会議で法の下での男女平等を目指す世界行動計画が採択されると、日本では、総理大臣を長とし、各省事務次官で構成される婦人問題企画推進本部が設けられた。そして「憲法で定める男女平等の原則を一層徹底させ、かつ婦人の地位の實質的向上を図るため、時代の変化に即して、常に諸法制を見直し、その再検討を行う」との国内行動計画^(四)が策定された。

国籍法については、ヨーロッパの血統主義国における法律改正の動向および現在最高裁判所に上告中の二件の国籍確認訴訟等を契機として学界・実務において関心の高まりが見られるようになり、一連の研究・見解が発表されている^(五)。

そして、このような状況をふまえて、国会でも議員立法によって国籍法を改正しようとする動きが見られるに至